

氏 名	おおさき ひとし 大 崎 仁
学位(専攻分野)	博 士 (教 育 学)
学 位 記 番 号	論 教 博 第 95 号
学位授与の日付	平 成 13 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	戦後大学改革の研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 白 石 裕	教 授 江 原 武 一	助教授 高 見 茂
--------	--------------------	-------------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

「戦後大学改革の研究」というタイトルを付した本論文は、戦後占領下の改革による新制大学の形成過程を検証、解明するとともに、独立回復後の再改革の過程と大学の変容の跡を整理、把握し、戦後大学改革の意義と問題点を明らかにすることを目的として執筆されている。論文の構成は、第Ⅰ部「占領下の改革と新制大学の形成」と第Ⅱ部「独立回復後の大学改革と大学像の模索」とから成るが、著者は、戦後の大学改革の過程は占領下に形成された新制大学とその再改革の歴史であるという視点から、第Ⅰ部と第Ⅱ部を連続的なものとしてとらえ記述している。各部の主な内容は以下のとおりである。

第Ⅰ部では占領下において一元的な新制大学制度が、占領軍総司令部民間情報教育局（CIE）により強力に推進され、昭和27（1952）年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効により日本が独立するまでの、実現の過程が明らかにされる。始めに、戦後日本の教育改革の基礎となった米国教育使節団報告書においても提案されず、日本教育家委員会の改革案でも提案されなかった一元的な新制大学制度がなぜどのようにして設置されるに至ったのか、本論文のもっとも中心的な研究課題が論及される。そして占領下教育政策に関する内外の資料や文献の綿密な考証に基づき、日本教育家委員会委員長の南原茂東大総長など一部の委員の大学一元化推進の動きが旧制高校、帝国大学制度に批判的なCIEの意向にも沿って新制大学一元化の方向に決定的な役割を演じたと結論づける。一元的な大学制度の設置と並んでCIEにとっての次の重要な関心事は大学の理念や内容である。CIEはそれを、自らその設置を働きかけた大学基準協会を通して、単位制の導入、一般教育科目の導入、課程制大学院の設置という形で実現させる。こうした理念や内容はアメリカの大学のそれであり、ドイツの大学に範をとり学術的な専門教育を重視し、論文博士の学位制度しか有していなかった日本の旧制大学制度には馴染みのない制度であり、日本側関係者の困惑は相当なものであったが、日本側の主体的積極的な関与もないまま、CIEに押し切られる形で設置された経緯が検証される。CIEはまた国立大学の管理の在り方にまで関与しようとして、アメリカ州立大学管理方式に倣って学外者を含めた管理委員会方式の採用を文部省をして提案させるが、それは学部教授会を大学自治の基本とみなす日本の伝統的な大学管理方式に馴染まないがゆえに全国学園ストにまで発展する問題となり、CIEの案が初めて挫折する事態が生じた。本論文はその対立の過程を大学の自治に関する日米間のギャップという観点から検討を加えている。

第Ⅱ部においてはサンフランシスコ講和条約締結による日本の独立回復の時期から大学評価が実施され、国立大学独立行政法人化が政策課題に入った最近の時期までの比較的長期の、激動に富む大学改革の経緯が検討される。占領下の新制大学の創設が戦後の大学改革の出発点であり、大学問題の原因となっているという著者の観点に基づき、第Ⅱ部の主な内容は、CIEが中心になって進められた改革の見直しの経緯であり、当初の改革によってもたらされた問題、たとえば、形式的機会均等の拡大、専門教育機能の低下等への対処の経緯とその分析である。事例として取り上げられるのが、大学設置基準の制定、画一化批判と種別化論の再認識による高等専門学校制度の創設と短大制度の恒久化、大学院審議会の答申に基づく教育課程の弾力化・自由化（とりわけ一般教育科目）等である。こうした事例を通して本論文は、第Ⅱ部に時期における大学改革をCIEによる大学改革に対する再改革の試みと位置づける。第Ⅱ部において他に大きなトピックスとなっているのが、大学紛争であり、大学の大衆化と私学の拡充である。そのなかで大学紛争改革の試みは押し付けられた占領下の大学改革と

は異なり、自己の手による大学改革の試みであること、また大学の大衆化と私学の拡充とは相関連しており新制大学設置の法的容易さがそうした現象をもたらしたと指摘する。しかしながら、そうした諸改革も局部的な手直しにすぎないとの見解が示される。また最近における評価問題、独立行政法人化は、大学や大学を取り巻く環境が大きく変化しているなかで戦後改革の流れとは異質の様相を呈する問題であるという。

第Ⅱ部の最後において、著者による戦後大学改革の評価が示されるが、結論的には戦後改革は負の遺産を背負うことになったとの見解が示される。そして日本の大学が主体性を強め、世界に誇れる大学に発展するには、そうした戦後改革の負の遺産を直視し、過去の苦い経験に学ぶことが不可欠であると結ばれる。

論文審査の結果の要旨

現在の日本の大学制度は第二次大戦後の占領下という特殊な状況の下で形成され、一元的な大学制度として発足し今日に至っているが、その制度改革は180度の転換といってもよいほどの変革であった。すなわち、ドイツの大学に範をとり学術性の高い専門教育重視の戦前の大学制度に代わって、アメリカの大学をモデルとして中等教育機関の1部や専門学校、旧制高校を大学に昇格させるなど多数の大学の創設を可能とし、単位制、一般教育科目の導入、課程制大学院の導入などを柱とする一元的な新制大学を一举に誕生させたのであるが、いかに連合軍総司令部民間情報教育局（CIE）の後押しによる改革とはいえ、従来の制度を無視した強引な改革には無理があり、後に多くの問題を生ずることになったとしても不思議はない。「戦後大学改革の研究」というタイトルを付した本論文はそうした着想を出発点として、戦後占領下の改革による新制大学の形成過程を検証、解明するとともに、独立回復後の再改革の過程と大学の変容の跡を整理、把握し、戦後大学改革の意義と問題点を明らかにすることを目的として執筆されている。

本論文は、第Ⅰ部「占領下の改革と新制大学の形成」と第Ⅱ部「独立回復後の大学改革と大学像の模索」とから成るが、執筆分量の約半分が第Ⅰ部に充てられていることから分かるように、執筆者の関心は第1に、占領下における一律一元的な新制大学の誕生と形成過程の解明にある。それは新制大学の誕生こそが現在の日本の大学の骨格を形成し、現在の日本の大学の諸問題はそこに起因しているという筆者の観点によるものであり、それにもかかわらず、戦後の大変革の推進主体、目的、過程などについて不明瞭な点が多く、筆者にとってはそれらは解明が待たれる課題であったからである。こうした問題意識に基づく研究を通して執筆された本論文は、通説の再検討を迫る成果をいくつか生み出している。たとえば、その1つは、新制大学の誕生と形成は米国教育使節団報告書とその報告書に沿って大学制度の改革を後押ししたCIEの役割、そして日本教育家委員会や教育刷新委員会など日本側の協力的対応という3者の関係構図から説明されんとする通説とは異なり、CIEの独善的な関与を中心とした、しかしながら責任主体なき改革であったという結論を導き出していることである。こうした点についてはなお今後の解明が待たれるものの、戦後大学史・大学制度研究の上で新しい知見を提供しているというべきものである。もう1つあげると、やはり占領下の改革に属するが、CIEによる新制大学構想は、大学の制度そのものの改革以上に大学の理念や内容に関わるシステムの改革に目的があったという指摘である。CIEがアメリカの大学モデルを理想とし、文部省をして大学基準協会をつくらせ、単位制や一般教育科目の導入、あるいは課程制大学院の設置を強引なまでの方法で実現させたのも、そうした位置づけのなかでよく理解できる。こうした構想に対して日本側当事者はあまり理解することなく導入を認めることになるが、そこには大学教育の基準の評価をア krediteーション機関に委ねるアメリカ方式を当然視するCIEと大学の内容の決定は大学自治に属する事項とするドイツ流の考え方に立つ日本側当事者の、大学自治についての見解の相違が反映されているという重要な指摘がなされる。換言すれば、戦後の日本の大学改革は大学自治観の転換でもあったのである。

第Ⅱ部「独立回復後の大学改革と大学像の模索」においては第Ⅰ部を受けて、占領下における進められた改革の見直しの、本論文の言葉によれば、再改革の試みとその経緯が述べられているが、第Ⅰ部と第Ⅱの時期の改革を通史的な観点から連続的にとらえ、解明しようとしている点は、個々の事象の連続性の検証には課題を残しているものの、大学史・大学制度研究における新しい試みであり評価できる。とくに第Ⅱ部は法制度や政策の変遷が中心的に記述され、筆者の大学行政への長期間にわたる直接的関わりが十分に生かされた内容となっており、興味深いいくつかの論点が出されている。最後に、本論文は戦後改革については教育機会の拡充には貢献しているものの、結果として教育機能を弱め、大学教育の質の低下を招くな

ど負の遺産をつくり出したとして厳しい評価を下し、日本の大学の真の改革を図るには現行制度の局所的な手直しではなく、戦後改革の出発点に戻っての大学制度の在り方を再検討することの必要性を示唆する。その方向は、本論文の趣旨がらすれば大学自治の再構成であることが十分推察される。

本論文については、資料や文献の収集の点において（とくに占領下における CIE 当事者の内部資料に関して）、第Ⅰ部と第Ⅱ部の構成と記述の整合性においてやや不十分な点が散見され、戦後大学改革の評価についても肯定的な部分との比較考察がみられないなど課題も残されているが、そうした課題は本論文の価値を損なうものではなく、本論文によってもたらされた知見や事実は学術的価値が高く、教育行政学や高等教育研究の発展に寄与するところが大きいものと期待される。

よって、本論文は、博士（教育学）の学位論文として価値あるものとして認める。また、平成13年6月8日に、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。